

六戸町農業委員会 2月定例総会議事録

開催年月日	平成25年2月21日 (木 午後 3 時 00 分)		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	2番 小野寺 邦 男	3番 渡 辺 耕 一	5番 小 泉 兼 雄
	6番 三 浦 英 雄	7番 山 本 英 雄	8番 木 村 喜 和
	9番 久 田 伸 一	10番 四 木 俊 一	11番 新 山 秀 男
	12番 岡 田 寛 視	13番 小 林 勲	14番 高 舘 孝
	15番 金 淵 盛 一		
欠席委員	1番 古 里 厚 子		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 11番 新山秀男 委員・13番 小林 勲 委員		

議 案	
町 報告第 2 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 2 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 2 3 号	農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について
議案第 2 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 3 号	六戸町農用地利用集積計画（案）について
議案第 2 4 号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について
議案第 2 5 号	農地の転用事実に関する照会について
県議案第 7 号	農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 8 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局 会 長 事務局 事務局長 事務局	<p>定刻になりましたのでこれより、2月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。 それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。</p> <p>金渕会長挨拶（省略）</p> <p>業務報告について局長よりお願いします。</p> <p>資料に基づき業務報告を行う。</p> <p>六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。</p>
2. 開会宣言	議 長	<p>それでは、ただ今より2月総会を開会いたします。（15時分01分） 本日の欠席委員は、1番古里厚子委員です。</p>
3. 議事録署名委員の指名	議 長	<p>議事録署名委員の指名については、11番新山秀男委員・13番小林勲委員を指名します。</p>
4. 参与、書記の指名	議 長	<p>参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。</p>
5. 会議規則第11条の確認	議 長	<p>会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第22号及び議案第24号において10番四木俊一委員が該当しますので、議案22号及び議案第24号審議の前に退席をお願いします。</p>

報告第21号	議 長	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第25条第1項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案3頁～6頁により説明（省略）</p>
	議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	6番三浦委員	<p>21番と22番は持分の表示であるが共有地と考えてよいか。</p>
	事務局	<p>1/6の相続と4/6の持分放棄により全て申請人の所有となります。</p>
	議 長	<p>そのほかに質疑ありませんか ～なしの声あり～</p>
	議 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第21号を採決いたします。おはかりいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。よって報告第21号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
報告第22号	議 長	<p>つづいて、報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題といたします。 それでは事務局の説明を求めます。</p>

報告第23号	事務局長	<p>報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明致します。</p> <p>農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。</p> <p>町議案8頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより、報告第22号を採決いたします。</p> <p>おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第22号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>つづいて、報告第23号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第23号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について」ご説明致します。</p> <p>農業委員会に関する法律施行令第3条第2項の規定による、別紙六戸町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を受理し、意見を付して六戸町選挙管理委員会に提出したので報告するものであります。</p> <p>町議案10頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので質疑を受けます。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

議案第22号	議長	<p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第23号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって報告第23号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p> <p>つづいて議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致しますが、審議の前に10番四木委員の退室を求めます。 それでは事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。 農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。 町議案12頁～14頁により説明（省略） 以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。</p>
	議長	<p>それでは委員の方々が現地調査をしておりますので、代表委員より報告をお願いします。</p>
	代表 12番岡田委員	<p>町、県議案の11件の現地を確認しましたが、全て適正に耕作されており問題となる土地はありません。</p>
	議長	<p>事務局及び代表委員による報告が終了しましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>

議案第23号	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第22号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第22号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は、原案のとおり決することによって決定しました 議案第22号の審議が終わりましたので、四木委員の入室を求めます。</p> <p>つぎに、議案第23号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」を議題と します。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>議案第23号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定により、六戸町農用地利用集積 計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画 を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。 町議案16頁～17頁により説明（省略）</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第23号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第23号「六戸町農用地利用集積計画（案） について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議案第24号	議 長	次に議案第24号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題としますが、審議の前に四木委員の退席を求めます。 それでは、事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第24号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」ご説明いたします。 贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。 町議案19頁により説明（省略）
	議 長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。
	2番小野寺委員	納税猶予等の期間は決まっているのか。
	事務局	贈与者及び受贈者のどちらかが亡くなるまでとさせていただきます。
	議 長	その他に、質問ありませんか。 ～なしの声あり～
	議 長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第24号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか ～異議なしの声あり～
	議 長	異議なしと認めます。よって議案第24号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 議案第24号の審議が終わりましたので、四木委員の入室を求めます。

議案第25号	議長	つづいて、議案第25号「農地の転用事実に関する照会について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	議案第25号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明致します。 青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、意見を求めるものであります。
	議長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 ～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、議案第25号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか ～異議なしの声あり～
	議長	異議なしと認めます。よって議案第25号「農地の転用事実に関する照会について」は、原案のとおり承認することに決定しました。 つづいて、県議案第7号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に係る意見について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。
	事務局長	県議案第7号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用に係る意見について」ご説明致します。 農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。。
	議長	事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

		<p>～なしの声あり～</p>
	議長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、県議案第7号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか</p>
		<p>～異議なしの声あり～</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。よって県議案第7号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
	議長	<p>つづいて、県議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用に係る意見について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局長	<p>県議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用に係る意見について」ご説明致します。 農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。。</p>
	議長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p>
	9番久田委員	<p>農地転用は、非農家住宅建築の場合500㎡までとの記憶があるが、番号5番は500㎡を超えているが、許可になるのか。</p>
	事務局	<p>確かに500㎡を超えているが、分割して後の面積を残しても周辺も非農地であるので農地として残しても利用できない状況であるので、本案件はこのまま県知事に送付したいと思えます。</p>
	議長	<p>その他に質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>

	議 長	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、県議案第8号を採決いたします。 おはかりします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。 よって県議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして全議案の審議が終了しましたので、2月総会を閉会致します。 お疲れ様でした。</p>